公益社団法人浜田市シルバー人材センター
役員の報酬等及び費用に関する規程

（目的及び意義）

第１条　この規程は、公益社団法人浜田市シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第 28 条第 3 項の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とする者をいう。

(3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。

(4) 報酬等とは、公益認定法第 5 条第 13 号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第３条　センターは、役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。ただし、常勤役員が職員を兼ねる場合は、職員給与規程を適用し、この規程は適用しないものとする。

2　役員の報酬は月額又は日額とする。

3　役員には役員賞与及び退職手当は支給しない。

（報酬等の額の決定）

第４条　役員の報酬額は、別表 1「常勤役員の報酬」及び別表 2「非常勤役員の報酬」に定める金額とし、理事は理事会の承認、監事は総会の決議を得て、決定するものとする。

（報酬等の支給日）
第５条　役員の報酬の支給日については、月額をもって支給する場合は職員給与規程第８条を準用するものとする。ただし、非常勤役員が理事会等への出席の場合はその都度支払うものとする。

（報酬等の支給方法）
第６条　報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。
2　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（費用）
第７条　センターは役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。
2　費用の額は別表３により予算の範囲内において支給する。

（公表）
第８条　センターは、この規程をもって、公益認定法第 20 条第１項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）
第９条　この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

（補足）
第 10 条　この規程の実施に関し必要事項は、理事会の決議により別に定める。

附　　則
この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附　　則
この規程は、令和５年６月 16 日から施行する。

附　　則

この規程は、令和７年６月 16 日から施行する。

別表１　常勤役員の報酬

(1) 常務理事　　月額　　50,000 円 ただし、職員が常務理事（事務局長）を兼任する場合は職員給与規程を適用する。

別表２　非常勤役員の報酬

(1) 理事長　　月額　　60,000 円 副理事長　　月額　　10,000 円 ただし、理事長の職務を代行する場合は、理事長報酬の額とする。 (2) 役員が管内の１職務（理事会等出席）を行うために係る報酬 理事　　日額　　3,000 円 監事　　日額　　3,000 円 （注）管内とは役員が所属するシルバー人材センター管内とする。

別表３　費用の額

(1) 役員の管外職務に係る費用	旅費規程に定める金額
(2) その他	実費